

## 日記文学における暦日表現についての一考察

——「方違え」で読む『蜻蛉日記』——

吉 住 弘 恵

平安時代の貴族の生活は、藤原師輔の『九条殿遺誠』に記されているように、中国から伝来した陰陽五行説に基づく陰陽道の影響を大きく受けている。また、暦法や天体現象もすべて吉凶に関連するものとして解釈され、日柄によって行動が制限されていた。その代表的なものに、「方違え」がある。方違えとは「方角の忌を違える」という意味で、ある場所に行こうとする時にその方角が凶の方角として塞がっている場合、前夜に他の方角にあたる所に宿泊して、翌日目的地に向かうようにする行為である。平安時代に流行した方角禁忌の一つであり、凶の方角を決定する根拠の主なものとして「大將軍」「天一神」「太白神」が挙げられる。(資料1参照)

『蜻蛉日記』は作者である藤原道綱母の結婚生活を中心に記されており、自己の日常生活や存在意味を深く考え問題にした点で、以後の文学に大きな影響を及ぼした。中でも、他の日記文学作品に比べて「忌」に対する禁忌意識はかなり強く、「方違え」は、夫である藤原兼家の道綱母邸不訪の口実として、作品半ばから後半部において何度も使用される。夫・兼家の父は前掲の『九条殿遺誠』の作者、藤原師輔であり、禁忌に対して敏感にならざるを得ない環境で

あったことも考え合わせると共に、方角禁忌は道綱母にとって兼家来訪の指針となり得たのではないかと。

本稿では、『蜻蛉日記』を読み解く一つの方法として「方違え」に着目し、暦日との照合を中心に考察を進める。また、方角禁忌を考察する上で、道綱母と兼家の居宅の位置と居住年月が非常に重要であり、これまで様々な論が展開されているが、ここでは、

道綱母：a 「左近の馬場をかたきしに」した所：結婚以前から康保四年（九六七年）十一月中頃まで

b 「近うさりぬべきところ」：康保四年十一月中頃から安和二年（九六九年）一月～三月まで

c 「すこし離れたるところ」：安和二年一月～三月から同年（九六九年）六月二十日すぎまで

d 「もとのところ」：安和二年六月二十日すぎから天延元年（九七三年）八月二十日すぎまで

e 「広幡中川」：天延元年（九七三年）八月二十日すぎ  
兼家：一条大路の北辺四坊八条あたり（天禄年間には、道綱母第より南側に設定）

日記文学における暦日表現についての一考察 —— 「方違え」で読む『蜻蛉日記』 ——

さて、二十五日の夜、宵うち過ぎてののしる。火のことなりけり。いと近しなど、騒ぐを聞けば、憎しと思ふところなりけり。その五六日は例の物忌と聞くと、「御門の下よりなむ」とて文有り。なにくれとこまやかなり。いまはかかるもあやしと思ふ。七日は方塞がる。

八日の日、未の時ばかりに、「おはしますおはします」とののしる。中門おし開けて、車ごめ引き入るるを見れば、御前のをのこども、あまた、轅につきて、簾巻きあげ、下簾左右おし挟みたり。榻持て寄りたれば、下り走りて、紅梅のたぐいま盛りなる下よりさし歩みたるに、似けなうもあるまじう、うちあげつつ、「あなおもしろ」と言ひつつ歩み上りぬ。またの日を思ひたれば、また南塞がりにけり。「なかは、さは告げざりし」とあれば、「さ聞こえたらましかば、いかにあるべかりける」とものすれば、「たがへこそはせましか」とあり。思ふ心をも、いまよりこそはこころみるべかりけれ」など、なほもあらじに、誰もものしけり。小さき人には、手習ひ、歌よみなど教へ、ここにてはけしうはあらじと思ふを、「思はずにてはいと悪しからむ。いま、かしこなるともろともにも裳着せむ」など言ひて、日暮れにけり。おなじうは、院へまゐらむ」とて、ののしりて出でられぬ。

中略

閏二月のついたちの日、雨のどかなり。それより後、天晴れたり。三日、方あきぬと思ふを、をとなし。

下巻・天禄三年（九七二年）二月から閏二月にかけての日記である。これから暦を使って日付の検証をしていくが、その前に道綱母と兼家の居宅の位置を特定しなければならぬ。道綱母第は、安和二年（九六九年）六月二十余日に、左近の馬場をかたきしにした「もとのところ」の修理も終わり、こちらに移っている由が日記中に見られることから、天禄三年には、初めに定義した道綱母の住居年 month「もとのところ」、つまり a と同じ「左近の馬場をかたきしにした近辺と考えてよい。一方、兼家第であるが、引用本文①の「また南塞がりにけり」という表現から、兼家第は道綱母第より南に位置すると思えなければならぬ。

引用本文冒頭により、この記事は天禄三年（九七二年）二月二十五日から始まる。この本文にその日の干支を入れてまとめると次のようになる。（干支番号は資料 2 の「凶方位」一覧と同一番号）

二月二十五日（23丙戌）	兼家	「例の物忌」
二十六日（24丁亥）	←	
二十七日（25戊子）	兼家	方塞がり
二十八日（26己丑）	兼家	道綱母第来訪
二十九日（27庚寅）		「またの日を思ひたれば、また南塞がりにけり」
閏二月 一日（28辛卯）		「雨のどかなり」

資料1 「大將軍」「天一神」「太白神」について

a 「大將軍」  
 その年一年の方位の吉凶を定める八將軍の一つ。三年ごとに移動して原則的には三年間同じ方位に居続けるが、「遊行」の日が決められており遊行期間中はこの方位が凶の方位となる。

巳午未の年…東 申酉戌の年…南 亥子丑の年…西  
 寅卯辰の年…北

〔遊行の日〕

春…甲子の日から五日間は東  
 夏…丙子の日から五日間は南  
 秋…庚子の日から五日間は西  
 冬…壬子の日から五日間は北  
 土用…戊子の日から五日間は中央（家内のこと）

b 「天一神」

十二神將の主將であり、天と地との間を規則正しく往復し、四方八方を巡る荒神。一方に長く留まる性質を持つ神で、人間の吉凶禍福を司り、この方位にあたる者には祟りがあるとされる。天一神は次に記す四十四日間を天上から降りて下界で過ごすとしており、この方位が凶の方位になる。

己酉の日から六日間…良（東北）の方向  
 乙卯の日から五日間…卯（東）の方向  
 庚申の日から六日間…巽（東南）の方向  
 丙寅の日から五日間…午（南）の方向  
 辛未の日から六日間…坤（西南）の方向  
 丁丑の日から五日間…酉（西）の方向  
 壬午の日から六日間…乾（西北）の方向  
 戊子の日から五日間…子（北）の方向

残りの十六日間は、天一神は天上にある為いずれの方向にも支障はなく、どこへ行つても自由であるとされる。

c 「太白神」

「大將軍」が年忌を指すのに対し、太白神は毎日その所在を変えるので、「一夜めぐり」「一日（ひとひ）めぐり」とも呼ばれる。以下の方位が凶の方位になる。

一日…東 二日…巽（東南） 三日…南 四日…坤（西南）  
 五日…西 六日…乾（西北） 七日…北 八日…艮（東北）  
 九日…天 十日…地

資料2 「大將軍」「天一神」「太白神」凶方位一覽表

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
癸巳	壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	丁丑	丙子	乙亥	甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	
←		中	→									←	南	→										←	東	→	←	東	→	
				←	北	→	←	西北	→	←	西	→	←	西南	→	←	南	→	←	東南	→	←	東南	→	←	東南	→	←	東南	
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	
癸亥	壬戌	辛酉	庚申	己未	戊午	丁未	丙辰	乙卯	甲寅	癸丑	壬子	辛亥	庚戌	己酉	戊申	丁未	丙午	乙巳	甲辰	癸卯	壬寅	辛丑	庚子	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	
												←	北	→																
													←	東	→	←	東	→	←	東北	→	←	東北	→	←	東北	→	←	東北	
太白神	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九年	
	卯（東）	巽（東南）	午（南）	坤（西南）	酉（西）	乾（西北）	子（北）	艮（東北）	天	地																				

※資料の見方  
 番号（1より60）に沿って縦に「干支」「大將軍凶方位」「天一神凶方位」の順に並んでいる。「太白神凶方位」については、日付の下一桁をあてる。  
 例えば「十七日 甲子」の日の凶方位は、大將軍…東 天一神…東南 太白神…子（北）である。

日記文学における暦日表現についての一考察 —— 「方違え」で読む『蜻蛉日記』 ——

二日 (29 壬辰)

三日 (30 癸巳) 兼家 方あき

このまともによると、二十七日の方塞がり、資料2の二十五番戊子から始まり二十九番壬辰に終わる大將軍(中)と天一神(北)、太白神の七日(北)の三通りが考えられる。しかし、閏二月三日に方があくということなので、この三つの中から忌が連続していない太白神は除かれる。引用本文①より、兼家第から見て道綱母第は北に位置するため、二十七日の方塞がり、北の方位を忌む天一神方忌のための方違えと考えられる。しかし、これでは二十八日に兼家が来訪したことの説明がつかない。本来、方違え中は忌の方角を犯さない事が原則であり、当時、穢れがある時でも立つたままで会えばその穢れに触れないとする例が上巻・康保元年(九六四年)秋・中巻・天祿二年(九七一年)六月にも見られるが、この二十八日の場合、兼家は道綱母の部屋に上がっている。

そこで、二十八日の兼家と道綱母の会話をもう一度見直してみた。「あなたおもしろ」といつつ部屋に上がってきた兼家に対し、①「またの日を思ひたれば、また南ふさがりにけり」を挟んで「なかは、さは告げざりし」と、兼家が返事を返している。これは①が地の文ではあるが、同様の言葉が、道綱母の口から発せられた、もしくは何らかの形で兼家に伝えられたということを意味している。「どうして、そうと知らせなかったのか」という言葉から、兼家は道綱母第が塞がることを知らなかったと考えることができる。七日と言えば北が塞がるいつもの太白神方忌で二十八日は方があいたと

勘違いしたか。もしくは、兼家は方塞がりを知っていてわざと来訪したか。前者には、引用本文直前に道綱母が手に入れた養女(兼忠女と兼家の間に出来た娘)に会いたいという、兼家の親心をうかがうことが出来る。方塞がりとも聞いてもやはりその場を離れられず、日暮れまで道綱母とこの養女の行く末を話し合ったことであろう。もし後者であったとするならば、方を犯してまで道綱母第にやつて来た兼家は、道綱母が仕組んだ「近頃足の遠のいていた兼家呼び戻す手だてとしての養女作戦」という罫の術中に陥ってしまったとも言える。どちらにしても兼家の目的は養女であり、それでもなお兼家を引き止めようとする道綱母の女としての執念が、日記の部分から読み取ることが出来るだろう。

二

① かかるに、夜やうやうなかばばかりになりぬるに、「方いづかたか塞がる」と言ふに、数ふれば、むべもなく、こなた塞がりたりけり。「いかにせむ。いとからきわざかな。いざもるともに近きところへ」などあれば、いらへもせで、あなものをぐるほし、いとたとしへなきさまにもあべかなるかなと思ひ臥して、さらに動くまじければ「さふりはへこそはすべかなれ、方あきなばこそはまゐり来べかなれと思ふに、例の六日の物忌になりぬべかりけり」など、なやましげに言ひつつ出でぬ。

つとめて文あり。「夜更けにければ、こちいとなやましてなむ。いかにぞ。はやとしみをこそしたまひてめ。この

大夫のさもふつつかに見ゆるかな」などぞあめる。なにかは、かばかりぞかしと、思ひ難るるものから、物忌果てむ日、いぶかしきこちぞ添ひておぼゆるに、六日を過ごして七月三日になりたり。

中略

さて、明けぬれば、大夫、「なにごとによりてにかありけむと、まゐりて聞かむ」とてもものす。「昨夜はなやみたまふことなむありける。『にはかに、いと苦しかりしかばなむ、えものせずなりにし』となむのたまひつる。」と言ふしもぞ、聞かぞおいらかにあるべかりけるとぞおほえたる。

中略

かくて、その日をひまにて、また物忌になりぬと聞く。明くる日、こなた塞がりたる、またの日、今日をまた見むかしと思ふ心こりずまなるに、夜更けて見えられたり。一夜のことども、しかじかと言ひて、「今宵だにとて急ぎつるを、忌たがへにみな人のしつるを、出だし立てて、やがて見捨ててなむ」など罪もなく、さりげもなく言ふ。いふかひもなし。明ければ、「知らぬところのものしつる人々、いかにとてなむ」とて急ぎぬ。

中巻・天祿二年（九七一年）六月から七月にかけての日記である。この部分で日付がはっきり示されているのは⑤の「六日を過ごして七月三日になりたり」のみである。この日を中心に、暦を使ってこの引用本文の日付を推測してみる。

道綱母と兼家の居宅の位置の特定であるが、道綱母は同年三月末に四十五日の忌違えのため「あがたありきのところ」に渡り、五月ころにいったんd「もとのところ」、つまりa「左近の馬場をかたきしに」したところに戻ってきている。そして六月初め頃から鳴滝にこもり、この日記の直前に兼家によって自宅に連れ戻されている。よって、道綱母第は前節の「左近の馬場をかたきしに」したところであり、この日記以降から一の天祿三年（九七二年）二月までに兼家第が移動した様子も見られないことから、兼家第も前節と同じく道綱母第より南側であると考える。

まず、⑤の七月三日より後の日付を検討してみると、⑥「明けぬれば」とあることから、この日は七月四日であることが分かる。また、⑦「かくて、その日をひまにて」の「その日」は⑥「明けぬれば」の日と同じ日であり、この七月四日を境に兼家は物忌に入る。次の⑧「明くる日」は「翌日」という意味ではなく、「物忌の明ける日」のことであると解釈し、ここから後の日付は物忌の日数によって若干の移動が生じるが、平安時代の「節分方違え」という行為からその後の日付を推定できる。「節分方違え」とは、暦の上で立春・立夏・立秋・立冬にあたる日の前日に一晩だけ方違えをするという習慣である。この立春・立夏・立秋・立冬に啓蟄・清明・芒種・小暑・白露・寒露・大雪・小寒を足したものを「節」と言い、天一神などの方位はこの「節」で変わるので節分方違えが行われたとされている。この「節分方違え」が⑩の「忌たがへ」のことであるとすると、天祿二年の立秋は七月九日であるから⑩はその前日、さらに⑨「またの日」も⑩と同日であるから⑨⑩共に七月八日である。⑧

「明くる日」は⑨「またの日」の前日であるので、七月七日であり、「こなた塞がりたる」のは、七日（北）の方角を忌む、太白神方忌であることが分かる。そして⑩が立秋当日の七月九日である。ここまでを整理すると、

- 七月三日（33丙申） 昼ころ兼家来訪予告↓来訪せず
- 四日（34丁酉） ⑦「かくて、その日をひまにて」
- 五日（35戊戌） 物忌
- 六日（36己亥） ←
- 七日（37庚子） 方塞がり（太白神方忌）
- 八日（38辛丑） 兼家来訪・夜帰宅（節分方違え）
- 九日（39壬寅） 立秋

となる。このように考えると物忌は五日と六日の二日間で、加納重文氏の言われる「物忌の法則（偶数の法則）」にも合う。

次に、七月三日以前を考える。道綱母を鳴滝から連れ戻した兼家は、夜中にふと方を犯していないかが気がなり、調べてみるとやはり道綱母第が塞がっていることに気づく。道綱母を連れて方違えをしようと思いつたが、道綱母はいつこうに動く気配を見せない。仕方がないので今宵はいったん自邸に戻り方角があいた所ですぐに訪れようと思うが、六日の物忌に入ってしまったというようだ。兼家はつらい気持ちをおして道綱母第を出ていく。

この行動の中に、七月三日以前の日付を推定できるヒントが隠されている。それは、連れ戻した日を境に六日の物忌に入るといこう

とだ。「六日の物忌」とは、天一神方忌のことであり、天一神は五日または六日おきに方位を変えて巡行するので当時このように呼ばれていた。天禄二年六月下旬の天一神方忌は、二十四日（25戊子）から二十八日（29壬辰）までであり、北を忌む。これは兼家と道綱母の居宅関係にも一致する。従って、連れ戻した日は、その前日の二十三日ということになる。しかし、鳴滝から見て道綱母第はほぼ東に位置し、二十三日（24丁亥）の大將軍は本宮（塞がりの方位は年忌として東）、天一神は西北、太白神は南で大將軍方忌にあたってしまう。この方忌は大將軍の遊行日ではなく年忌である為、そこまで重い忌ではないと考える。しかし、兼家は道綱母第に来てはじめて方を犯していないか気づく位であり、そうまでして下山させる兼家の心中を考えると、やはり少し焦りもあつただろう。また、平安時代の日付は午前三時頃に変更されていたことから①から③は午前三時前後の会話であると考えられる。よって、引用本文の全体をまとめると以下のようなようになる。

- 六月二十三日（24丁亥） 道綱母、鳴滝から戻る。 ——— ①
- 二十四日（25戊子） 兼家「例の六日の物忌」（天一神方忌） ②③④
- 七月三日（33丙申） 昼ころ兼家来訪予告↓来訪せず ——— ⑤
- 四日（34丁酉） ⑦「かくて、その日をひまにて」 ⑥⑦
- 五日（35戊戌） 六日（36己亥） 兼家物忌
- 七日（37庚子） 方塞がり（太白神方忌） ——— ⑧
- 八日（38辛丑） 兼家来訪・夜帰宅（節分方違え） ⑨⑩

本文のみを読んでいくと⑤「六日を過」して七月三日になり「たり」は、「六日間を過」して七月三日になってしまっている」と解釈してしまいが、この六日というのは先に説明した「六日の物忌」のことであり、「六日の物忌も過ぎて(気が付けばすでに)七月三日になってしまっている」と解釈したほうがよい。この短い一文の中には、物忌があけたら兼家がやってくるはずなのに、未だ訪れない兼家へのもどかしさが表れていると同時に、方忌が兼家来訪を予告するかのようでもある。引用本文全体に広げて見てみると、兼家は道綱母の元から「去る」手段として、道綱母は兼家が「来る」目安として「方違え」を利用して見えているように見える。

## 三

日記文学を読んでいく上で、その暦日表現は曖昧なものが多い。森田兼吉氏は『蜻蛉日記』の暦日表現を、月だけが記されているもの・およその日付が記されているもの・日付の明記されたものの三種類に分け、その使われた回数によって、期間限定ではあるが道綱母が日次の日記をつけていた可能性を示されている。『蜻蛉日記』の中で、方角を意味する「方」という語は十二例ある。そのうち十例は日付が特定でき、これら全部が天一神方忌や太白神方忌など根拠が推定できるものであった。『蜻蛉日記』は道綱母の過去の回想記録と言われているが、記憶だけに頼ってこのように暦日に正確な日記を書くことは難しい。このことから本稿は森田氏の

日記文学における暦日表現についての一考察 —— 「方違え」で読む『蜻蛉日記』

御論を補強した形になるが、道綱母の影の「生活記録」の存在があった『蜻蛉日記』は暦日に正確に書かれていえると言えよう。

また、「方」表現は、巻ごとの使用回数にかたよりが見られる。まず上巻に見られる「方」は、天徳元年(九五七年)春に町の小路の女が出産予定のころに良い方角を選んで移動する一例にしか見られない。一方、中巻には五例、下巻は六例あり、そのうち兼家の方違えのことを指している「方」は、中巻が三例、下巻は六例全部である。岡田博子氏によれば、

「ふたがり、不浄、たがへ、忌、物忌、精進、さわり、けがれ」といった規定がいつ出現し、いつ消失しているかで道綱母の兼家に対する期待がいつから意識され、いつ期待が消失しているかが示唆される。

とされ、これを「方」表現にあてはめて考えると、道綱母の兼家に対する期待は上巻にはほとんど意識されず、中巻、下巻と進むに従って期待は強くなるという様に理解される。言い替えば、道綱母は上巻において兼家以外のことにも目をやる余裕があり、それを書き記す心の余裕もあった。中巻・下巻と進み、兼家の足が遠のくにつれて自分の中で兼家が占める割合はどんどん増し、同時に言いようのない将来への不安や寂しさも膨らんでいく。道綱母にとって、兼家への期待が消失してしまうということは有り得ず、いつも意識の根底にあるものではなかったか。

本稿では、今まであまり研究の対象とならなかった暦日表現や禁忌などが、日記の新たな解釈への展望に繋がるのではないかと考え、『蜻蛉日記』の中で「方違え」を中心に暦日照合を試みた。ここか

ら見えてくる道綱母像は、夜離れが進む中であつても女としての幸せをひたすら兼家に求める修羅の姿であり、このような姿は、道綱母を見放すわけでもなく、かと言って今以上の情をかけるでもない人間兼家の像を浮き彫りにする。暦日を用いた分析の結果、『蜻蛉日記』は暦日に正確であるとはか言えず、「方違え」が道綱母にとつて兼家来訪の指針になつたと断言することはできなかつた。しかし、暦日に正確であるからこそ、道綱母は、兼家のある程度の行動を予測できたのではないかという考えは捨て切れない。これは今後の課題とし、他日記文学作品についても暦日表現に係る問題の考察を進めていきたい。

※本文の引用は、新編日本古典文学全集13『土佐日記・蜻蛉日記』(小学館、平成7・10)による。

(1) 道綱母と兼家の居宅の位置については、角田文衛氏「道綱母と時姫の邸宅」(『王朝の映像』東京堂出版、昭和45・8)をはじめ、増田繁夫氏「道綱母の居住」(『リポート笠間23』昭和57・10)、上村悦子氏『蜻蛉日記解釈大成』(上村悦子編著、明治書院、昭和58・11)平成7・6)、新田孝子氏『蜻蛉日記』の居住表現」(『蜻蛉日記の風姿』白井たつ子氏・新田孝子氏共著、風間書房、平成8・8)などに詳しい。しかし、どれも天禄元年(九七〇年)二月〜三月をもつて兼家第が東三条院に移つたとしている点に疑問がある。森田兼吉氏「南院考」(『和泉式部日記論攷』笠間書院、昭和52・12)、角田文衛氏『承香殿の女御』(中公新書25、中央公論社、昭和50・

11)、村井康彦氏『平安貴族の世界』(徳間書店、昭和50・3)、『平安京の邸第』(麗谷寿氏・加納重文氏・高橋康夫氏編、望稜叢書3、望稜舎、昭和62・5)によつて、少なくとも『蜻蛉日記』の日記記事が終了する天延二年(九七四年)まで兼家が東三条院に移り住むことはなかつたと証明されており、吉住もこの考えに賛成であるが、『蜻蛉日記』本文に「また南塞がりにけり」とある以上、本文に従つて兼家第を道綱母第より南に設定した。

(2) (1)に同じ。

(3) 加納重文氏「方忌考」(『秋田大学教育学部研究紀要 人文科学・社会科学』第二十三集、昭和48・2)によると、天一神方忌を否定し「廿七日戊子の大將軍は内、天一神が北(廿七日)閏二月二日)、太白神も北である。天一神・太白神の方忌がいずれも北で、方塞がりに該当するけれど、翌廿八日には、兼家が支障なく来訪しているから、天一神の塞がりではない。「七日は」と言つたような方塞がりは、確認するまでもなく、太白神方忌であることが、ほぼ見當をつけられる。」とされている。

(4) 上巻・康保元年(九六四年)秋

・われはものもおぼえねば、知りも知られず、人ぞ会いて、「しかじかなむものしたまひつる」と語れば、うち泣きて、穢らひも忌むまじきさまにありければ、「いと便なかるべし」などものして、立ちながらなむ。

〈中巻・天禄二年(九七一年)六月〉

・幼き人けいめいして出でたれば、車ながら立ちてある。

(5) 大將軍あるいは王相の方角を忌んで四十五日間他家に宿泊すること。吉川理吉氏「四十五日の忌と著座の儀」(『国語国文』

昭和13・9)、吉田幸一氏「和泉式部日記における矛盾面解明への一試論」(『国語と国文学』昭和38・3)、ベルナル・フランク氏「方忌みと方違え」(岩波書店、昭和64・1)に詳しい。

(6) (1)に同じ。

(7) 『九曆』天徳四年四月三日条、『九条殿記』承平六年・荷前条、『九条殿記』承平六年一月五日・大臣家大饗条にも節分方違えの事が書かれている。

(8) 加納重文氏は藤原道長の『御堂闋白記』寛弘元年上卷正月、六月までの具注曆を分析し、物忌は二日あるいは四日というように偶数で連続することに気づかれた。加納重文氏「平安時代の『物忌』について」(『古代文化』第二十三卷 昭和46)

(9) 大將軍は三年間同じ方位に居続けるため、これを正確に守ると生活が成り立たなくなる。従って、本宮に關しては比較的軽い忌であったようである。

(10) 斉藤国治氏「日本上代において一日は午前三時に始まった―その天文年代学的な検証」(『科学史研究』昭和56・夏)

(11) 加納重文氏はこの部分に対して、以下のように考察されている。「方忌考」(『秋田大学教育学部研究紀要 人文科学・社会科学』第二十三集 昭和48・2)

六月廿五日(26己丑) 方塞がり

六月廿六日(27庚寅) } 七月二日(32乙未) 六日物忌

七月三日(33丙申) } 四日(34丁酉) 兼家来訪

七月五日(35戊戌) } 六日(36己亥) 物忌

七月七日(37庚子) 方塞がり

七月八日(38辛丑) 兼家来訪

(12) 森田兼吉氏「日記文学史の可能性と日記文学成立前史」(『日記文学の成立と展開』序論、笹間書院、平成8・2)

(13) 岡田博子氏『蜻蛉日記の作品構成』(進典社研究叢書75、新典社、平成6・11)